

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:24-0071)
2024年7月 C

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和6年6月28日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0628第2号」により、測定項目の留意事項が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 保険収載内容 一部変更

測 定 項 目	保 険 点 数
抗カルジオリピンIgG抗体	226点
抗カルジオリピンIgM抗体	226点
抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体	226点
抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体	226点

■ 適用日

2024(R6)年 7月 1日(月)から適用

▼ 保険収載内容 一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	抗カルジオリピンIgG抗体 抗カルジオリピンIgM抗体 抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体 抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体
保険点数	各226点
検体検査判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014」自己抗体検査「30」
留意事項	～(略)～ (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β_2グリコプロテイン I IgG抗体、抗β_2グリコプロテイン I IgM抗体 ア「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ「30」の抗β_2グリコプロテイン I IgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ「30」の抗β_2グリコプロテイン I IgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 エ「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β_2グリコプロテイン I IgG抗体及び抗β_2グリコプロテイン I IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。 ～(以下、略)～